**登録申請手数料の支払方法**

登録申請手数料は13,000円です。

 **(1)手数料納付窓口で支払う**

府庁本館、別館、咲洲庁舎に設置している手数料納付窓口において、登

録申請手数料を支払う方法です。

窓口で13,000円お支払いいただくと、砂利採取業者登録申請書の右上

に日付、手数料の名称、金額などが記載されます。

収納済印字がない登録申請書は受付できませんので、ご注意ください。

砂利採取業者登録申請書（様式第1-1）であることや記入漏れなどが

ないか確認のうえ、必要書類をご提出ください。

登録申請書は、バーコードがきちんと印刷されていないと読み取れず、支払いできないのでご注意ください。

**(2) コンビニエンスストアで支払う**

下記コンビニエンスストア各店舗で登録申請手数料をお支払いいただく

方法です。

**ファミリーマート、セブンイレブン、ローソン、デイリーヤマザキ、**

**ミニストップ、セイコーマート**

※コンビニエンスストアでのお支払いの場合、

1件当たり154円（税込）の手数料がかかりますのでご了承ください。

《手続きの流れ》

① 「大阪府コンビニ収納システム」に必要事項を入力してください

⇒　[大阪府コンビニ収納システムはこちら](https://www.payment.pref.osaka.lg.jp/cvsps-shinsei/RS10101/00126)

② 入力したメールアドレス宛に「申込完了メール」が届きます

③ メール記載の手順に従って選択したコンビニエンスストアで登録申請

手数料をお支払いください

④ 砂利採取業者登録申請書（様式第1-2）であることや記入漏れなどが

ないか確認のうえ、必要書類をご提出ください